

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第38回 各種委員会の活動（管財人・報酬規程・非弁取締り）

司法改革総合センター委員・東京弁護士会歴史研究会 長和 竜平（72期）

1 昭和31年に、当会の一部の会員から破産管財人などの人事が公平ではないとの声が高まり、342名に及び賛同を経て総会の招集請求がなされました。破産管財人など裁判所や官公庁から選任・委嘱される要職が一部の弁護士会役員経験者に偏っていることの是正、役職により得た報酬の7割を弁護士会に寄付すること、役員退任後2年間は再任を禁止するなどの会則を制定することを求めたものでした。

複数回にわたる臨時総会を経てもなお議論は紛糾し、3度目の臨時総会招集に至っては当会全役員を解任する決議の件が議題にされましたが、同決議は否決のうえで、破産管財人等選任に関する委員会の審議に委ねることとして一応の決着がつけました。

もっとも、このような紛糾により、破産管財人等の推薦人名簿や、弁護士から裁判所に対して要望すべき事項及び報酬寄付についての規則案の作成がされるなど、基準による運用の下地がつくられました。つまり、その後の当会における人事の公平を期するための諸制度を整える契機ともいえるのであり、人事制度民主化の胎動と評価されています。

2 平成16年まで用いられていた（旧）日本弁護士連合会報酬等基準のような報酬規程の制定が進められたのも戦後から昭和30年代にかけての話です。

日弁連が報酬等基準規程を定めただけで、各地の弁護士会が地方の実情に則り適正と認める報酬規程を制定し、日弁連の承認を得て発効することになっていましたが、東京三会は各々別の報酬規程を持っていました。そこで、昭和37年から39年にかけて、東京三会で同一内容の報酬規程にするための取り組みが進み、その結果、業務の種類によって報酬の最低額を定めただけで、目的の価値や得られる利

益による報酬の算定方式の採用、前払報酬としての着手金・後払いの成功報酬としての謝金制度の併用がなされるなど、現在も用いられている制度が整備されました。

3 戦後制定された新弁護士法は、それまで存在していた「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」の内容を取り入れ、非弁護士による法律事務の取扱いを禁止しました。「非弁活動の禁止は弁護士制度の確立と健全な発展のために不可欠である」との弁護士会の意見が具体化したのです。

そして、当会は、非弁取締りを積極的に進めるために、昭和24年に委員会規則を整備して、昭和25年度には非弁護士取締委員会を設置しました。また、隣接士業が弁護士の職務を侵害するケースが増加していたことを受け、日弁連を中心に、司法事務当局との折衝や対外広報活動に積極的に取り組みました。

非弁活動は、戦後の混乱期にはいわゆる三百代言や事件屋、それ以降も、公職追放を受けた官僚や議員が事件のみ消しを図る、債権取立屋が新聞広告を出して公然と活動を行う、不動産の競売に絡み不当な手続きの教唆や談合による廉価での競落により利益をむさぼる者が出て、市民が被害を受ける事例が多発しました。さらに、昭和30年に自動車損害賠償保障法が制定された以降は交通事故の示談に口をはさんで示談金を横領するなど、様々な事例で事件屋が跋扈しています。当会は、その実態調査や除去の方策に対する検討、交通事故訴訟や調停の審理の促進等、裁判所や官公庁と連携し、様々な角度から被害者の実質的救済を目指していったのです。